

# 令和2年6月15日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和2年6月15日 午後3時30分  
第一委員会室

2 閉会日時 令和2年6月15日 午後3時58分

3 委員氏名

## (1) 出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	篠崎 正信	安武 昇
宮本 重和	青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児
原 月江	高原多恵子	阿部 茂典	渋谷 健一
渡 健一郎	安武 正一	青柳 茂	井上 英二

## (2) 欠席者

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	瀧本 佳規
係	松尾翔太郎
係	中田 学
係	松永健太郎

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条（委員会）

議案第2号 農地法第4条（知事）

議案第3号 農地法第5条（知事）

議案第4号 農地法第5条事業計画変更申請

議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

議案第6号 非農地判断

---

午後3時30分開会

○事務局長（XXXXXXXXXX君） 定刻になりましたので、ただいまから令和2年第6回古賀市農業委員会定例総会を開会させていただきます。

開会の前に、本日の出席委員の確認をさせていただきます。本日の出席委員は20名であり全委員です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の要件を満たしておりますことから、定例総会は成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただきますことから、以降、議事進行については、会長、よろしくお願い申し上げます。

○議長（君） こんにちは。大変暑い中、現地視察、どうも御苦労さまでございました。まだ農繁期ではございますけれども、まだまだコロナウイルスがなかなかなくなるということの中において、暑い中、農業をしてもらわないといけないですけど、健康には十分注意してもらって、励んでもらいたいと思います。よろしくお願い致します。

では、ただいまから第6回農業委員会定例総会を開催いたします。

○議長（君） 本日の議事録署名人は、篠崎委員さんと安武昇委員さんでお願いいたします。

○議長（君） では、日程1、議案第1号農地法第3条、申請番号6-5。事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（君） それでは、議案第1号農地法第3条の許可申請、番号6-5について説明いたします。

今回の申請内容は、申請人が農地を贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくものです。譲受人は年齢63歳で、古賀市内で農業をされている方です。農業従事年数は約20年と伺っております。所有する農機具としましては、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有されています。現在の農業経営状況としましては、本人と奥様で水稲、露地野菜の生産をされております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の2ページ目、3ページ目をお願いいたします。

今回の申請地は、2ページ目のほうが古賀インターチェンジ北側、高木地区において田が3つ、3ページ目におきましては、古賀浄水場の南側に畑2筆の合計4筆となっております。

今後の申請地における営農計画としましては、田については水稲の作付を、畑については露地野菜の作付を行っていきたいと思っています。

最後に下限面積の説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は5,151m<sup>2</sup>で、

今回の申請は同一世帯内の申請であることから、経営農地の経営農地面積の変わりはなく、50a要件を満たしております。併せまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから事務局で受理したものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（                    君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（                    君） 何もないようでしたら採決に行きたいと思いますが、よろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（                    君） では、議案第1号、申請番号6-5に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（                    君） 全員賛成。ありがとうございます。

.....  
○議長（                    君） 続きまして、日程2、議案第2号農地法第4条、申請番号6-1。事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（                    君） それでは、議案第2号農地法4条の許可申請、番号6-1について説明いたします。申請人、申請地につきましては、記載のとおりです。今回の申請は、申請人が農地法4条の申請で自身の農地を造成等農地改良を行うという内容となっております。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の5ページ目をお願いします。

申請地は青柳養鶏場直売所の北側に位置する丸囲み内の斜線部でございます。今回の申請につきましては、本申請地につきましては、平成30年度に1度、令和2年度に2度、農地改良の届出が提出され、造成等の農地改良が行われておりました。農地改良の届出といいますのは、面積が1,000m<sup>2</sup>以内で、切土・盛土が1m以内、施工期間が3か月以内などの要件を満たす場合、転用の許可までは不用で、届出で済むという内容となっておりますが、今回の申請地につきまして、事務局で現地調査等を実施したところ、農地転用許可申請で判断することが適当と判断されたことから、申請者に対して指導を行い、4条の許可申請を行ったものとなっております。

それでは、計画図の説明をいたします。議案書の6ページ目が現況図、7ページ目が計画平面図、8ページが断面図となっております。

今回の計画としましては、2074番のA-A'断面につきましては、非常に急峻な地形となっているため、8m程度の切土を行い、小段を設けることによって安定勾配となるようになら

かな形状になるように改良することとしております。

B—B' 断面につきましては1m、C—C' 断面については2.8m程度の切土を行い、西側の団地におきましては、300m<sup>2</sup>程度の畑地を造成することとしております。

次に、雨水排水についてですが、7ページ目の右下にありますとおり、2073番についてU型側溝を設置し、そこで雨水を拾いまして、泥だめにある集水枡を經由して既存の水路に排水する計画としております。

最後に、地元水利承諾書について説明をさせていただきます。地元農家からは、今回の申請地につきましては、条件なしで4月27日付で承諾書の提出があり、区域委員の署名捺印をいただいていることから事務局で受理したものです。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（                    君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明がおわりましたが、何かありましたら。どうぞ。

○委員（6番                     君） 区域委員の          です。ただいま事務局が説明されたように、本人としては農地改良ということだと思っていたようですが、市の指導を受けて、指導どおりに行為を行うということで、条件なしで農水利区長の許可印を確認いたしてあります。

以上です。

○議長（                    君） ありがとうございます。ほかに何かありましたら。

過去3回も出ている案件ですので、何かあったら。長期になっています。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（                    君） ないようでしたら、採決とらせてもらってよろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（                    君） では、議案第2号農地法第4条、申請番号6の1に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（                    君） 全員賛成。ありがとうございます。

.....

○議長（                    君） 続きまして、日程3、議案第3号農地法第5条、申請番号6—7。事務局、説明をお願いします。

〔議案朗読〕

○係（                    君） それでは、議案第3号農地法5条の許可申請、番号6—7について説明いたします。

今回の申請は申請人が農地法5条の申請で売買を行い、建売住宅に転用するという内容となっ

ています。今回の申請につきましては、平成30年度8月期の農業委員会において御審議いただき、許可相当の御判断をいただいたところでございますが、その後、県への開発行為許可申請の中において、水質検査の関係で、当時、県との協議が整わず、農転の許可申請についても取り下げられたものです。その後、今年に入りまして、県都市計画課との間で検査項目について協議が整ったということで、再度、申請が上がってきたものとなっています。

申請人、申請地につきましては記載のとおりです。まず、位置図について説明いたします。議案書の10ページ目をお願いいたします。申請地は古賀市立小野公園の北東に位置します斜線部、3筆となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。申請地の東側、南側については河川による分断、北側は宅地による分断となっております。農地の広がりにつきましては10ha未満であることから、2種農地であると判断しています。

次に、計画図の説明をいたします。11ページ目が現況図、12ページ目が計画図となっております。12ページ目で説明をいたします。今回、建売住宅18戸の建築に関する計画が示されているところでございますが、まず、道路に関しましては、北側の県道側の1号地と16号地の間に新設道路を増設する計画となっております。1号地から15号地については、新設の道路の前面から乗り入れをする計画となっております。16号地、17号地、18号地につきましては、西側の市道から乗り入れを行います。各棟2台から3台の駐車場を設ける計画となっております。

次に、雨水雑排水について説明いたします。雨水につきましては、1号地から15号地については、新設の道路の両側に雨水排水用の側溝を設けることとしておりまして、側溝を経由して南側の水路に放流することとしております。17号地、18号地につきましては、西側の新設道路側溝へ排出することとなっております。

次に、汚水雑排水関係でございますが、汚水雑排水につきましては、前後新設道路の集落排水管でつなぎ込み、公共下水で排出すべき計画となっております。

次に、盛土・切土について説明いたします。A-A'断面におきましては、最大で80cmの盛土、70cmの切土、B-B'断面につきましては、最大55cmの盛土、C-C'断面につきましては最大で41cmの盛土及び37cmの切土、B-B'断面においては最大58cmの盛土及び54cmの切土を行う計画となっております。

最後に地元水利承諾書について説明をいたします。今回は無条件承諾ということで、令和2年5月30日付で承諾書の提出が上がっております。併せまして、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから事務局で受理したものです。説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（                    君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。何か

ありましたら。

○委員（15番 [ ] 君） 地元の地域委員です。今、説明がありましたとおりですが、無条件としておりますが、地元からの申し入れで地下水の補償ということで、近隣の2件の分も地下水の補償をするということで指導をしております。それから、児童の登校時、午前7時から午前8時は工事を行わないということで申し入れを行っております。

以上でございます。

○議長（ [ ] 君） ありがとうございます。ほかに何かないですか。どうぞ。

○委員（5番 [ ] 君） これは全部井戸ですけど、同じ深さか。

○係（ [ ] 君） 井戸の深さについては聞き取りは行っておりません。

○委員（5番 [ ] 君） 井戸の深さは全部同じか、それとも違うかということです。

○委員（15番 [ ] 君） 同じです。メーター数は確認していませんけど、同じということ。

○議長（ [ ] 君） ほかに何かないですか。どうぞ。

○委員（19番 [ ] 君） 先ほど地下水の関係の話が出てきたんですけれども、私も米多比ですから下流域になっておるわけなんですけど、非常に県内の地下水が下がってきているわけなんです。ですから、福岡だけの問題では決してございませんけれども、今後、全体的に住宅が、特に山手の部分で建ってくると、どうなるのかと非常に危惧するわけですが、この辺のところ、市のほうで何かお考えがあるでしょうか。

○係（ [ ] 君） 農業委員会としましては、地下水の水位については審査項目とはなっておりませんので、特にその辺について調査はしておりません。ただし、県の都市計画課で開発許可申請の手続が行われますので、その中で地下水または水質等について聞き取り、または調査が行われるものと考えております。

○議長（ [ ] 君） ありがとうございます。ほかに何かないですか。どうぞ。

○委員（7番 [ ] 君） これだけ民家が増えるのですから生活用水、これが農地のほうへいくということはないでしょうか。

○係（ [ ] 君） 雨水雑排水につきましては、新設道路の北東のほうに進水して、その後、また水田との間に新設の水路を設けることとしております。その水路につきましては、流量計算等を基に大きさは決定していくわけなので、そういった点からは確認を行っていかねばなりません。

○議長（ [ ] 君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ [ ] 君） なければ、採決をとらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（                    君） では、議案第3号農地法第5条、申請番号6-7に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（                    君） 全員賛成です。ありがとうございます。

.....  
○議長（                    君） 続きまして、日程4、議案第4号農地法第5条、事業計画変更申請の件。申請番号9-10。事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（                    君） それでは、議案第4号、農地法5条の事業計画変更申請で、番号9-10について説明をさせていただきます。

本件につきましては、昨年9月期の農業委員会におきまして、農地転用について審査を行い、事務所兼食品工場を建設するという内容で許可相当の意見をいただき、10月2日付で県知事許可があったものです。

まず、位置図ですが、議案書の17ページをお願いいたします。小竹にあります動物愛護センターの東側に位置しております。

次に、本件の計画申請の内容について説明いたします。議案書の18ページに変更前の計画図、19ページ目に変更後の計画図をつけております。

当初、本件では汚水雑排水の処理について、トイレ等から発生する汚水と、食品加工より発生する排水については同じ合併浄化槽で処理をする計画になっておりましたが、保健所より食品加工から発生する雑排水につきましては、別に処理槽を設けて処理するよう指導があったことから、建物の裏側に新たに水処理槽を設けるものとなっています。また、これに伴い、スペースの確保が必要となったため、当初、平屋建てで794m<sup>2</sup>を計画しておりましたが、建物を2階建ての521m<sup>2</sup>のものに変更することとなりました。また、併せて、前面の駐車場につきましても、当初10台程度の駐車スペースとしておりましたが、こちらを16台止められるように変更となっております。

最後に、地元水利計画承諾書について説明させていただきます。地元からは、雨水については当初の提案どおり東側の水路に排出することを条件としまして、令和2年5月30日付で計画承諾書の提出があつていところで、事務局で受理したものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（                    君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたらどうぞ。

○副会長（２番 [ ] 君） 地区農業委員として補足説明をいたします。５月１１日に地元水利委員会を開催し、敷地内の東の水路に流すことを条件にいたしました。変更前と敷地内の勾配が若干変わっておりますが、浸透舗装あるいは集水柵を設置していただき、ある程度の条件をクリアしていただいていると判断し、承認いたしました。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ [ ] 君） ありがとうございます。ほかに何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ [ ] 君） なければ採決をとらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ [ ] 君） では、議案第４号、申請番号９－１０に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ [ ] 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ [ ] 君） 続きまして、日程５、議案第５号基盤強化法第１９条（農用地利用集積計画の公告）。申請番号６－２３から６－２５まで続けてお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ [ ] 君） 議案第５号について御説明いたします。

農業経営基盤促進法第１８条第１項により、市町村は農業委員会の決定を受け、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。今回、新規で３件の利用権の設定の申出がっております。それでは、新規の申出について御説明いたします。

２１ページ、申請番号６－２３、所在、新原柴原、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が１筆、面積１，３２７㎡。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和２年６月１１日から令和４年１２月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号６－２４、所在、新原高木、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が１筆、面積６０３㎡。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和２年６月１１日から令和１２年１２月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、２２ページ、申請番号６－２５、所在、新原高木、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が１筆、面積２，４００㎡。貸付人、借受人については記載のとおりです。令和２年６月１１日から令和１２年１２月末までの貸し借りとなっております。

以上、新規の利用権設定について全て区域委員様の署名捺印をいただいておりますことから、審議にて受理しております。御審議のほどお願いいたします。



○議長（██████君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（██████君） 何もないようですので、なければ採決をとらせてもらってようございませうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（██████君） では、議案第5号、申請番号6-23から6-25まで賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（██████君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（██████君） 続きまして、日程6、議案第6号非農地判断。申請番号6-3。事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（██████君） それでは、議案第6号、申請番号6-3について説明いたします。申請地及び申請人については記載のとおりとなります。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の24ページ目をお願いいたします。申請地は県道清滝古賀線の田中の交差点の北東に位置します丸囲み内の1筆となっております。申請地につきましては、隣接地にあった農家住宅が昭和38年に火災で焼失したため、今回の申請地にまたがって住宅と納屋を建築し、利用していたとのことです。現在、土地の売却等を検討している中で地目が田であることが判明したとのことです。建築当時、農地法等の手続を行い、建築していたものと考えていたが、手続がなされていなかったということで、二度とこのようなことがないようにおわび申し上げますという内容の始末書の提出がっております。

今回の非農地証明の申請の提出にあたっては、課税台帳より農区長及び御近所の方から20年以上宅地として一体的に利用されていたことについて確認がとれましたことから事務局で受理したものです。

次に、古賀市の非農地証明の交付基準の説明に入らせていただきます。25ページをお願いいたします。

項目ごとに説明いたします。

- 1、住宅等の敷地として利用されているということで適としております。
- 2、項目1で宅地等の敷地としておりますので、こちらは検討外としております。
- 3、市街化区域内農地ではありませんので、こちらは検討外としております。

4、農地法第51条の違反転用等の処分を受けていない者ということで、こちらは適としております。

5、農振農用地ではないということで適としております。

6、農業生産力の高い改良事業の対象農地ではないということで適としております。

7、農業施設等の補助対象農地でないということで適としております。

8、集団性のある優良農地ではないということで適としております。

9、自然災害による被災土地ではないということで検討外としています。

10、おおむね20年以上耕作放棄されているということで適としております。

11、農地法30条の指導を受けていない者ということで適としております。

12、他法令との調整の見込みがあるということで、こちらも見込みがあるということで適としております。

13、農業委員会が必要と認めたものではないということで検討外としております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（          君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。何かありましたら。

○委員（15番           君） 先ほど事務局から説明がありましたとおり、もう30年以上前の火災で焼けた跡でございまして、その後、倉庫を建てていたということで、建築確認等もなされていないというようなことでございます。地域のほうでは適当ということで認めております。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（          君） ありがとうございます。ほかに何かないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（          君） 現地を見られて、現状のとおりだったと思いますので、問題はないと思います。では、なければ採決をとらせてもらってよろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（          君） 議案第6号非農地判断、申請番号6-3に対して賛成されます農業委員さんの挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（          君） 全員賛成です。ありがとうございます。これをもちまして議事を終了いたします。

午後3時58分閉会